広報
みずほ
2017 2
No.661

一緒にゴール！！

かつて、箱根駅伝で活躍した徳本一善さん（現・駿河台大学駅伝部監督）が、瑞穂町駅伝競走大会のスターターを務めました。その後の駅伝コースのランニングでは、観客に手を振りながら、軽快にコースを走りました。徳本さんと並走しラストスパートを決めた選手は、箱根駅伝のヒーローと一緒のゴールに、満面の笑みを浮かべていました。

おもな内容

所得税および復興特別所得税の確定申告　町・都民税の申告受付		2・3
平成27年度　特別会計の決算状況		4・5
平成27年度　町の財政状況		6～8
みずほ伝言板	猫の里親会を実施します 町営・都営住宅入居者 募集　ほか	9～11
インフォメーション	年金手帳は大切に パン作り教室　ほか	12・13
福祉・子育て	高齢者調査にご協力ください あすなろ児童館　ほか	16～21
教育委員会からのお知らせ	森林ウオーキング 家庭と子供の支援員 募集　ほか	22～24

所得税および復興特別所得税の確定申告

平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税期限は
2月16日㈭から3月15日㈬までです。申告書作成・提出会場を次のとおり開設します。

内　容	日　時	場　所	備　考
青梅税務署での受付	2月9日㈭～3月31日㈮ 午前9時～午後5時 （受付は午前8時30分から） ※土・日曜日、祝日を除く	青梅税務署	身体障がい者用車両を除き、青梅税務署の駐車場は使用できません。お越しの際は、公共交通機関またはお近くの有料駐車場のご利用をお願いします。
立川税務署での受付	2月19日㈰・26日㈰ 午前9時～午後5時 （受付は午前8時30分から）	立川税務署	国税の領収および納税証明書の発行は行いません。
青梅税務署職員などによる出張相談	2月1日㈬・2日㈭ 午前9時30分～11時 午後1時～3時	町民会館（ホール）	印鑑、申告書の作成に必要な書類、前年分の確定申告書の控えをご持参ください。譲渡所得、贈与税、内容が複雑な相談などについては税務署でご相談ください。
税理士による無料申告相談 ※医療費の領収書などが後日必要になる方は税務署でご相談ください。	2月3日㈮ 午前9時～10時30分 午後1時～3時		

※申告書作成・提出会場は大変混雑します。申告の内容によっては作成に相当の時間を要しますので、余裕を持ってお越しください。

●所得税および復興特別所得税の確定申告をしなければならない方

【事業所得や不動産所得などがある場合】

◎平成28年中の事業所得や不動産所得など所得金額の合計が、基礎控除やその他の所得控除の合計額を超える方

【サラリーマンなどの給与所得者】

◎平成28年中の給与などの収入金額が2000万円を超える方

◎給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方

◎2カ所以上から給与などの支払いを受けている方

【同族会社の役員またはその他親族などの場合】

◎同族会社からの給与のほかに、次の収入のある方

①同族会社への貸付金の利息

②不動産、動産、営業権などの賃借料

③機械、器具などの使用料

【納税について】

納期限は、申告期限と同じ3月15日㈬です（納期限に遅れて納付すると延滞税が掛かる場合があります）。

納税には便利な口座振替をご利用ください。

●確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される方

給与所得者で確定申告をする必要のない方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付されることがあります。

◎雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

◎年の途中で退職し、その後再就職していないため、年末調整を受けていない方

※確定申告をする必要のない方が還付を受けるために確定申告をする場合、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円以下であっても、それも含めて申告しなければなりません。

※還付を受けるための申告書は、税務署では2月15日㈬以前でも提出できます。

●介護保険について

介護保険のサービス利用料が、確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。

介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様、社会保険料控除の対象となります。

●公的年金の申告について

平成28年分の公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がありません。

この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできます。ただし、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要のない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

問合せ

▼所得税および復興特別所得税に関すること
青梅税務署　TEL 0428(22)3185

▼住民税に関すること
税務課　TEL 557-7519

町・都民税の申告受付

平成29年度の町・都民税の申告受付会場（所得税および復興特別所得税の確定申告も受け付けます）

日　程	場　所	受付時間
2月7日㈫	元狭山コミュニティセンター	午前9時～11時 午後1時～4時 午前中は大変混雑しますので午後のご来場をお勧めします。混雑状況により、早めに受け付けを締め切る場合がありますのでご了承ください。
2月9日㈭	長岡コミュニティセンター	
2月10日㈮	武蔵野コミュニティセンター	
2月16日㈭～3月15日㈬ ※ただし、2月1日㈬・2日㈭は青梅税務署職員などによる出張相談、2月3日㈮は税理士による無料申告相談となりますのでご了承ください。なお、開設時間が異なりますので前ページでご確認ください。	町民会館（ホール）	

※土地・家屋・株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、雪害などの雑損控除、消費税、相続税、贈与税は青梅税務署に直接申告してください。

平成29年1月1日現在に住所を有する区市町村へ個人住民税の申告書を提出してください。

町・都民税の申告をしなくてもよい方

○所得税の確定申告書を税務署に提出する方

○給与収入のみで勤務先から給与支払報告書が町に提出されている方

○公的年金などの収入のみで日本年金機構などから公的年金等支払報告書が町に提出されている方

○給与収入、公的年金などの収入のみで、勤務先・日本年金機構などからそれぞれ給与支払報告書・公的年金等支払報告書が町に提出されている方

○同世帯の親族に扶養されている方で、所得が31万5千円以下の方

※各種控除の適用を受けようとする方は除きます。

所得がなかった方でも「非課税証明書」が必要となる方は申告をしてください

申告書裏面の「収入のなかった方」の欄へ記入し、ご提出ください。申告されない場合、「非課税証明書」が必要な際に交付を受けられません。

申告に持参するもの

○印鑑

○所得を証明するもの（源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など）

○社会保険料、生命保険料、地震（長期損害）保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、個人年金保険料および医療費控除などの領収書、または支払った額を証明できるもの

○障害者控除を受ける方は、手帳など証明する書類

○**マイナンバーに係る本人確認書類**（マイナンバーカードまたは番号確認書類および身元確認書類）の写しなどをご持参ください。

※申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

〈マイナンバーに係る本人確認を行うときに使用する書類の例〉

▼マイナンバーカード（個人番号カード）のみで番号確認および身元確認ができます。

▼通知カードなどの番号確認のみの場合は、運転免許証など身元確認書類もご持参ください。

※医療費控除には必ず領収書が必要ですので、あらかじめ病院ごとに合計金額を計算しておいてください。

※申告書は郵送でも受け付けます。

従業員の町・都民税を給与天引きしていない事業者の方へ ～特別徴収にご協力を～

東京都と都内全62区市町村では、オール東京で町・都民税の給与天引き（特別徴収）を推進しています。

法令の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、従業員の町・都民税を毎月の給与から特別徴収し、町に納付することになっています。

特別徴収のメリット

▼**従業員**…個人住民税の納め忘れがありません。普通徴収の納期が、原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回の負担が少なくてすみます。

▼**事業主**…特別徴収する税額は町から通知しますので、所得税のような税額計算や、年末調整をする手間は掛かりません。

個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

問合せ　税務課　TEL 557―7519

平成27年度　特別会計の決算状況

平成27年度介護保険特別会計の決算状況

問合せ　高齢課　TEL557―0594

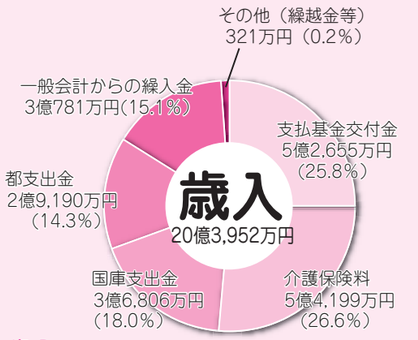

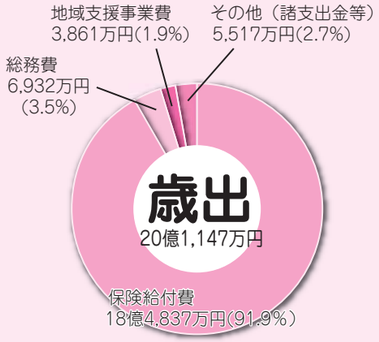

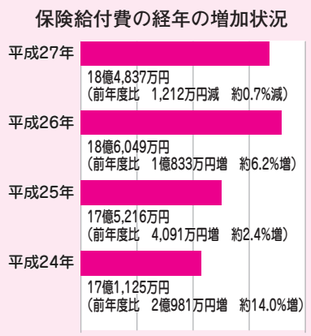

歳入

加入者の皆さまが納めた保険料（65歳以上の加入者「第1号被保険者」が納めた保険料と、40歳から64歳までの医療保険加入者「第2号被保険者」が納めた保険料＝支払基金交付金）のほか、国や都からの支出金で歳入の84.7%を占めています。また、保険給付費などの町負担分として一般会計から3億781万円を繰り入れました。

歳出

保険給付費が全体の91.9%を占めています。残りの8.1%は、総務費（人件費や事務費など）、地域支援事業費（介護予防のための費用など）、国や都などへの負担金返還額を含む諸支出金等です。なお、保険給付費は、50%を加入者の皆さまが納めた保険料で負担し、残りを国25%、都12.5%、町12.5%の割合（居宅給付費の場合の割合）で負担しています。

平成26年度と比較し保険給付費は減額になりました

歳出では、平成26年度と比べると、保険給付費が前年比約0.7%減の1,212万円減額となりました。施設サービスの利用者が減ったことによる施設サービス給付費の減額が主な原因です。しかし、高齢者人口は確実に増加しており、このように保険給付費の減額が毎年続くような可能性は低いと思われます。平成26年度まで保険給付費は毎年度増加しており、今後、保険給付費は再び増加していくことが予測されます。また、保険給付費が増加していくと、国・都・町の公費負担分も負担割合に応じて増加していくことになります。

65歳以上の加入者1人当たりの保険料と保険給付費

65歳以上の加入者1人当たりの保険料は、平均すると年額6万3,644円でした。

介護サービス利用者1人当たりの保険給付費は、平均すると施設サービス給付費が年額358万1,885円、居宅サービス給付費が年額118万8,012円となりました。平成26年度と比べると、施設サービス給付費は利用者が減り減額しており、居宅サービス給付費は利用者が増え増額となっています。

皆さまが元気でいることにより、給付費の伸びが抑えられます。町ではさまざまな介護予防事業を行っていますので、ぜひご参加ください。

平成27年度後期高齢者医療特別会計の決算状況

問合せ　住民課　TEL557―7578

加入者の増加や医療の高度化などにより、療養給付費負担金（医療機関などに支払う費用）が増加しています。皆さまが健康であることが医療費を抑制することにもつながります。日ごろからの健康づくりや病気の予防を心掛けましょう。

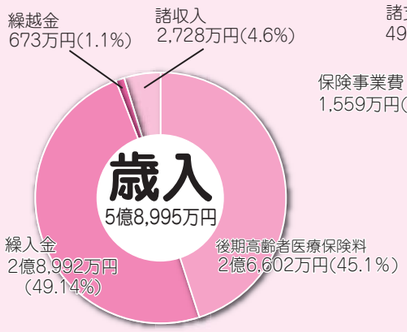

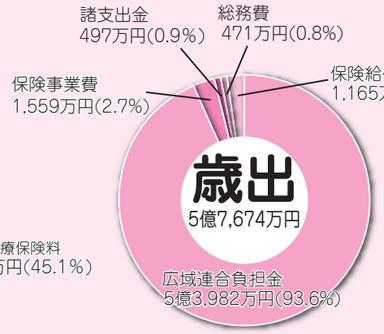

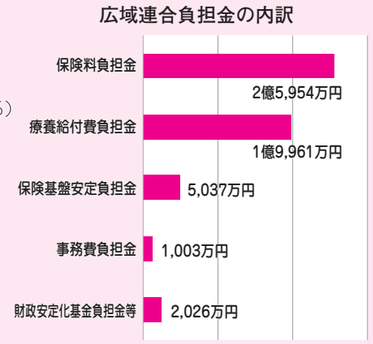

平成27年度国民健康保険特別会計の決算状況

問合せ　住民課　TEL557―7578

歳入

歳入の主なものは、加入者の皆さまが納めた保険税のほか、国庫支出金・都支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金および療養給付費等交付金で、歳入の85.2%を占めています。保険税の収納率は平成26年度に比べ1.7ポイント上昇しました。

しかし、これらの歳入だけでは年々増加する保険給付費などを支給できないため、町の一般会計から赤字補てん分として4億6,700万円を繰り入れました。

※赤字補てん額は1人当たり4万2,328円です（多摩地区30市町村で7番目に多い金額です）。

歳出

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金で、全体の92.5%を占めています。後期高齢者支援金等、介護保険納付金は、高齢化社会の進展および医療の高度化で毎年負担額が増えています。

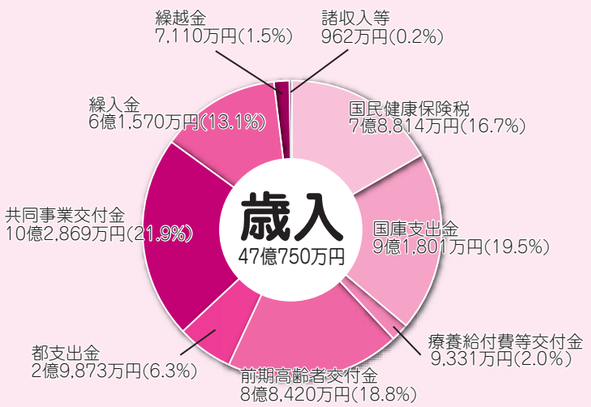

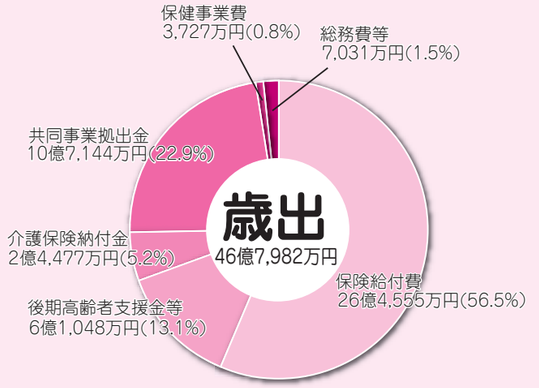

加入者1人当たりの医療費と保険税

加入者1人当たりの医療費と保険税は次のとおりです。

平成26年度と比べると、医療費は8,587円増額の28万6,940円、保険税は2,452円増額の7万1,272円となりました。医療費は医療の高度化、加入者の高齢化などで今後も増額することが見込まれます。皆さまの健康維持の心掛けをお願いします。

今後も歳入の確保に努めるとともに、医療費の抑制などを図り、安定した国民健康保険財政の運営に努めていきますので、ご協力をお願いします。

※医療費は支払額の半分を国・都が負担し、残り半分が国民健康保険税となります。

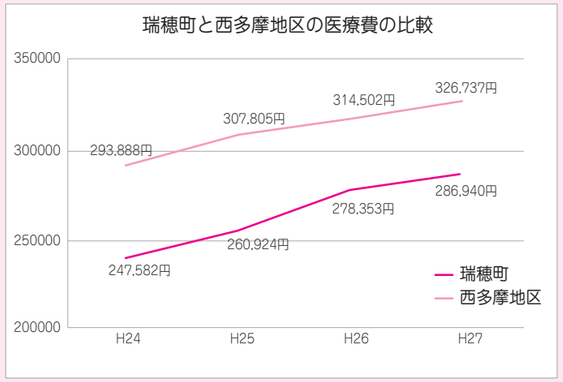

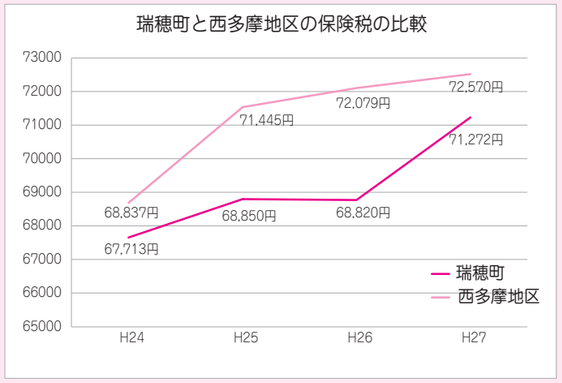

※西多摩地区…青梅・福生・あきる野・羽村市、奥多摩・日の出町、檜原村の、西多摩７市町村の平均値

特定健康診査を実施

町では、加入者の皆さまに生活習慣病の予防をしていただくため、特定健康診査を**毎年5月から10月まで**実施しています。皆さまが健康であることが医療費を抑制することにつながります。積極的に受診し、健康的な生活を心掛けましょう。

平成27年度
町の財政状況（財務諸表）

問合せ　企画課　TEL557―7483

貸借対照表（バランスシート）

貸借対照表とは、町の資産（建物や土地など）や負債（町の借金）などの状況を一覧表にまとめた報告書のことで、借方と貸方が同額になって釣り合うことから、バランスシートと呼ばれています。

これを見ると、町が資産をどのくらい保有し、その資産を得るためにどのくらい国や都から補助金をもらったり、借金をしたりしたのかが分かります。

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

借方

［資産の部］

1 公共資産		
(1)有形固定資産	588億9,531万円	
①生活インフラ・国土保全	289億2,668万円	
②教育	199億9,003万円	
③福祉	25億8,849万円	
④環境衛生	11億3,002万円	
⑤産業振興	2億　523万円	
⑥消防	8億2,519万円	
⑦総務	52億2,967万円	
(2)売却可能資産	1億6,876万円	
公共資産合計		**590億6,407万円**
2 投資等		
(1)投資及び出資金	1,868万円	
①投資及び出資金	1,868万円	
②投資損失引当金	0円	
(2)貸付金	0円	
(3)基金等	51億8,197万円	
①退職手当目的基金	0円	
②その他特定目的基金	51億8,197万円	
③土地開発基金	0円	
④その他定額運用基金	0円	
⑤退職手当組合積立金	0円	
(4)長期延滞債権	2億　720万円	
(5)回収不能見込額	△5,108万円	
投資等合計		**53億5,677万円**
3 流動資産		
(1)現金預金	33億　150万円	
①財政調整基金	27億7,280万円	
②減債基金	1億2,946万円	
③歳計現金	3億9,924万円	
(2)未収金	5,055万円	
①地方税	6,699万円	
②その他	18万円	
③回収不能見込額	△1,662万円	
流動資産合計		**33億5,205万円**
資産合計		**677億7,289万円**

貸方

［負債の部］

1 固定負債		
(1)地方債	52億1,759万円	
(2)長期未払金	6億2,227万円	
①物件の購入等	0円	
②債務保証又は損失補償	0円	
③その他	6億2,227万円	
(3)退職手当引当金	16億4,904万円	
(4)損失補償等引当金	0円	
固定負債合計		**74億8,890万円**
2 流動負債		
(1)翌年度償還予定地方債	5億　626万円	
(2)短期借入金（翌年度繰上充用金）	0円	
(3)未払金	5億7,649万円	
(4)翌年度支払予定退職手当	0円	
(5)賞与引当金	7,751万円	
流動負債合計		**11億6,026万円**
負債合計		**86億4,916万円**

［純資産の部］

1 公共資産等整備一般財源等	151億8,755万円
2 公共資産等整備一般財源等	447億8,547万円
3 その他一般財源等	△10億9,363万円
4 資産評価差額	2億4,434万円
純資産合計	**591億2,373万円**
負債・純資産合計	**677億7,289万円**

●貸借対照表から分かること

[資産の部]

●公共資産は、既存施設の老朽化があった一方、道路の改修、舗装工事、（仮称）石畑防災広場用地取得を行ったことにより、前年度比0.3%の増加となりました。

●投資等は、基金等のその他特定目的基金の公共施設建設基金を取崩したことにより、前年度比0.9%の減少となりました。また、滞納整理の強化により、町税の滞納繰越分の収入未済額が減少したことで長期延滞債権が減少しています。

●流動資産は、財政調整基金積立金を取崩したことで、前年度比2.4%の減少となりました。

[負債の部]

●固定負債（長期的なもの）は、地方債の元金の償還により、前年度比5.9%の減少となりました。

●流動負債（短期的なもの）は、翌年度に償還予定の地方債が増加したことにより、前年度比7.2%の増加となりました。

[純資産の部]

●純資産は、［資産の部］から［負債の部］を引いたものであり、前年度比0.7%の増加となりました。

●資産の部における公共資産と投資等の合計644億2,084万円に対して、約24%を国都補助金等、約6%を地方債などで賄い、残りの約70%を一般財源により負担してきたことになります。

●その他一般財源等のマイナス10億9,363万円は、平成28年度以降の負担額として、使途がすでに拘束されていることになります。マイナス額が大きいことは好ましいことではありませんが、多くの自治体がマイナスになると言われています。

◎分析

資産の部では、資産合計は前年度比でほぼ同額となりました。負債の部では、固定負債の減少で、負債の部合計は前年度比4.3%の減少となりました。資産合計に占める負債合計は約12.8%と、前年度に比べて0.5ポイント減少しています。

行政コスト計算書

地方自治体の行政活動は、貸借対照表で明らかにされる資産・負債などの状況だけでなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政活動が大きな比重を占めています。

この行政サービスの1年間の状況を性質別コスト、目的別コストに分類したものが行政コスト計算書です。

人に掛かるコストとは

行政サービスを担う町職員に要する費用で、人件費や退職手当引当金繰入等を計上しています。

物に掛かるコストとは

行政サービスの提供に必要な消費的な経費や、バランスシートに計上された有形固定資産の減価償却費などです。

移転支出的なコストとは

個人や団体に支出して効果が出てくるような費用で、社会保障給付、補助金等、他会計等への支出額、他団体への公共資産整備補助金等を計上しています。

その他のコストとは

上記の三つに属さない費用で、支払利息、回収不能見込計上額、その他行政コストを計上しています。

【経常行政コスト】　（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区　分		金　額	町民一人当たり
人に掛かるコスト	①人件費	18億1,038万円	53,527円
	②退職手当引当金繰入等	8,527万円	2,521円
	③賞与引当金繰入額	7,751万円	2,292円
	小　計	19億7,316万円	58,340円
物に掛かるコスト	①物件費	25億　736万円	74,134円
	②維持補修費	7,314万円	2,163円
	③減価償却費	15億2,775万円	45,170円
	小　計	41億　825万円	121,467円
移転支出的なコスト	①社会保障給付	26億5,435万円	78,480円
	②補助金等	15億8,817万円	46,958円
	③他会計等への支出額	18億7,837万円	55,536円
	④他団体への公共資産整備補助金等	2億3,498万円	6,947円
	小　計	63億5,587万円	187,921円
その他のコスト	①支払利息	4,881万円	1,443円
	②回収不能見込計上額	5,066万円	1,498円
	③その他行政コスト	3億3,887万円	10,019円
	小　計	4億3,834万円	12,960円
経常行政コスト　A		128億7,562万円	380,688円

【経常収益】

使用料・手数料	B	2億2,699万円	6,712円
分担金・負担金・寄附金	C	6,640万円	1,963円
経常収益（B＋C）	D	2億9,339万円	8,675円

純経常行政コスト（A－D）	125億8,223万円	372,013円

※町民一人当たりの金額は、平成28年3月31日現在の住民基本台帳人口（＝33,822人）で算出しています。

●行政コスト計算書から分かること

[行政コスト]

●人に掛かるコストは、人件費と退職手当引当金繰入等の減少により、前年度比2.1%の減少となりました。

●物に掛かるコストは、物件費で学童保育クラブ運営委託料、維持補修費で道路維持補修などの増額により、前年度比2.7%の増加となりました。

●移転支出的コストは、社会保障給付で保育園児童運営委託料や介護給付費・訓練等給付費、補助金等で認証保育所運営費補助金や西多摩衛生組合分賦金などの増額により、前年度比2.6%の増加となりました。

●その他のコストは、その他行政コストで固定負債の長期未払金が減額したことにより、前年度7.8%の減少となりました。

[経常収益]

●経常収益は、分担金・負担金・寄付金で地方交付税保健衛生費配分金が皆減したことにより、前年度比4.7%の減少となりました。

◎分析

経常行政コスト全体では、前年度比1.5%の増加となりました。経常行政コストに占める経常収益の割合は2.3%にすぎず、経常行政コストの多くが受益者負担金以外の地方税などで賄われています。